

二宮町教育大綱

平成 27 年 10 月
二宮町

二宮町教育大綱

■ 大綱策定の趣旨

平成 26 年 6 月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下、「法律」と言う。）」の一部が改正され、平成 27 年 4 月から新たな教育委員会制度がスタートしました。この制度の目的は、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携を強化することであり、これらを実現させるための方策の一つとして、地方公共団体の長による「当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」の策定が位置付けられました。

二宮町の教育につきましては、町総合計画に基づき「二宮町教育委員会基本方針」を定め具体的な取組みを行っているところですが、法律の改正を受け、「大綱」として教育における町の方向性をわかりやすく示すことで、この明確な目標のもと、町長と教育委員会が今まで以上に連携し教育の推進に携わることとなります。

子どもから大人までが生涯を通じて共に学び、共に成長できるまちをつくるために、その指針として「二宮町教育大綱」を定めるものです。

■ 大綱の期間

平成 27 年度から平成 30 年度の 4 年間とします。

これは、第 5 次二宮町総合計画中期基本計画の計画期間に連動し、見直しができるよう設定するものです。

■ 大綱の基本理念

町民一人ひとりの「まちづくりの力」、「地域の力」を活かした「共に学び共に育つ教育」を推進します

■ 大綱の基本方針

1 人権を尊重し合う心を育むとともに、自ら考え生きる力を育てます。

- 一人ひとりの人権を尊重し、豊かな人間性と社会性を育むとともに、自他の生命を大切にする教育を進めます。
- 子どもたち一人ひとりの発達段階に合せた確かな学力と、健やかな体力を養います。
- 地球的な視野で自ら考え主体的に行動できる、世界に羽ばたく人材を育てます。

2 落ち着いた学習環境と未来を見据えた教育環境づくりを進めます。

- 地域社会とともに、子どもたちが安全・安心で快適に学べる教育環境づくりに取り組みます。
- 子どもたちの明るい将来を見据え、教育施設のあり方について検討を進めます。

3 町民が主人公となる、文化やスポーツなど生涯学習の振興を進めます。

- 活力ある地域コミュニティづくりのため、生涯学習や生涯スポーツの機会の充実に努めます。
- 生涯学習センター（ラディアン）や図書館など社会教育施設の充実に努めます。